

計画策定の根拠及び審議内容

1 計画策定の必要性について

- (1) 寝屋川市では、平成 23 年 3 月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定しましたが、現計画の計画期間は令和 2 年度が最終年度であることから、次計画を策定する必要があります。
- ◎ このような状況の中、現計画策定後の廃棄物処理を取り巻く状況や、ごみ減量施策の推進に伴う市民意識の変化を踏まえて、計画期間及びごみ減量の目標数値等を設定するものです。

2 計画の位置付け及び性格【図-1】

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、循環型社会形成推進基本法等の関係法令に準拠して策定するものであり、国や大阪府が定める指針、基本方針・各種関係計画等に配慮するとともに、本市の上位計画である「第六次寝屋川市総合計画」や「寝屋川市環境基本計画」などの整合を図り、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

また、本計画は、現在策定中の総合計画及び環境基本計画の実施計画としての性格を有するものです。

3 計画期間

本計画では令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。

令和	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
期			計画前期			計画中期			計画後期			
一般廃棄物処理基本計画	目標等対する基準年度	策定年度	初年度				中間目標年度					最終目標年度

4 審議内容

- ・現行計画の達成状況と課題の整理
- ・分野別の課題抽出と重要度の分析等
- ・ごみ減量プロジェクト第2弾の標語
- ・減量等目標値及び施策等
- ・基本理念・基本方針等

【図-1】一般廃棄物処理基本計画の位置付け

